

埼玉女子短期大学公的研究費等の不正使用防止計画

「埼玉女子短期大学における公的研究費等の管理に関する規程」第5条に基づき次のとおり不正防止計画を定める。

1. 責任体制の明確化

| 不正発生の要因 | 具体的な不正防止計画管理 |
|---------------------------------------|---|
| 運営に携わる者の責任と権限が曖昧な状態だと不正発生要因を見逃すことがある。 | 「埼玉女子短期大学における公的研究費等の管理に関する規程」(以下「規程」という。)において責任体制及び各責任者の責任範囲について明確化するとともに、ホームページで学内外に公表・周知する。 |

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

| 不正発生の要因 | 具体的な不正防止計画 |
|--|---|
| 公的研究費の事務処理手続に関するルールが十分に理解されず、使用ルールとその運用実態に乖離が生じる。 | 科学研究費補助金については、取扱要領を定め、毎年ルールの変更を反映させて見直しを行い、申請者に対して説明会を行うなど、ルールの周知徹底を図る。また、その他の公的研究費についてもこれに準じて取り扱う。使用ルールについて、教職員等に疑問が生じた場合には、担当窓口において相談する旨を規程に記載し、周知徹底を図り、運用に誤りが生じないように未然に防止する。 |
| 時間の経過により、コンプライアンスに対する関係者の意識が希薄になり、公的研究費が国民の税金によってある程度賄われていることに対する認識が希薄になる。 | 教職員等に対して、「埼玉女子短期大学研究活動に係る行動規範」を配布し、その周知徹底を図る。公的研究費の申請を行う全ての教職員等に対するコンプライアンス教育の実施及びその受講状況の管理、コンプライアンス教育の理解度把握の調査を実施する。公的研究費の申請にあたって、当該研究費の不正使用等を行わない旨の誓約書の提出を義務付け、誓約書の提出がない教職員等は、公的研究費の申請自体が出来ないという制約を設ける。 |

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及びその実施

| 不正発生の要因 | 具体的な不正防止計画 |
|---------------------------------------|--|
| 不正使用防止計画を策定及び実施したにもかかわらず、不正使用事案が発生する。 | 不正使用が発生した場合に、その不正発生要因の調査及び分析を行い、不正発生要因に対する改善策を講じ、本不正使用防止計画の見直しを図る。 |

4. 研究費の適正な運営及び管理活動

| 不正発生の要因 | 具体的な不正防止計画 |
|--|---|
| 公的研究費の予算執行状況が適切に把握できず、年度末に予算執行が集中するなどの事態が生じる。 | 教職員の研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行うとともに、研究計画との大幅な乖離がある場合は、ヒアリングを行い、改善指導する。また、公的研究費を年度内に使い切れずに返還しても、その後の採択に悪影響がない事を周知する。 |
| 取引事業者が本学教職員と必要以上に密接な関係を持つことによって癒着が生じ、不正な取引に発展する。 | 本学と取引数の多い事業者に対しては、不正経理に加担しない旨の誓約書の提出を義務付ける。不正な取引を行った事業者については、規程及び「埼玉女子短期大学における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱いに関する内規」に基づき、取引停止等の措置を講じる。研究と直接には関係のないと思われる物品の購入がある。事務担当部門において、購入物品の検査検収を必ず受けるものとし、疑義が生じた物品に関しては、発注者にヒアリングを行う。また、納品伝票は、納品された現物と照合した上で、本学が定めた期間保存し、後日の検証を受けられるようにする。 |
| カラ出張、出張日程の水増し、出張日程の捏造などが発生する。 | 国外出張の際には、航空券の半券又はパスポートの写しの提出を義務付ける。出張後に出張報告書（業務内容、訪問先、宿泊先などの記載を含めて）の提出を義務付ける。 |

5. 情報発信及び共有化の推進

| 不正発生の要因 | 具体的な不正防止計画 |
|--------------------------------------|--|
| 使用ルールなどの統一が図られていないため、誤った解釈で経費が執行される。 | 学内外の相談窓口を総務課とし、公的研究費の使用に関するルールの相談や質問を内部規程見直し、コンプライアンス教育に反映させる。 |

6. モニタリングの在り方

| 不正発生の要因 | 具体的な不正防止計画 |
|---|---|
| 公的研究費の不正使用の防止を推進する体制の検証、不正使用発生要因に着目したモニタリングが不十分である。 | 内部監査部門と監事、会計監査人との連携を強化する。内部監査部門は、不正使用防止体制の検証を行い、リスクの除去・低減を図る。 |

平成 28 年 12 月 1 日制定